

西山参考人 提出資料

意見陳述要旨

- ※ 当日の口頭意見陳述自体は、ペーパーレスで行います。
この意見陳述要旨は、発言要旨を記録に残す便宜上、提出するものです。

2025年（令和7年）8月29日

厚生労働省最高裁判決への対応に関する専門委員会 御中

弁護士 西山 貞 義(富山県弁護士会)

- 1 富山県の弁護士の西山です。10年以上、代理人として闘い続けてきました。
- 2 委員のみなさまに申し上げたいことがあります。
「火中の栗を拾う」。そういう思いで、委員の重任を引き受けられたのだと思います。そのご決断には、最大限の敬意を表します。
私たちは、委員のみなさまの専門的知見と専門家としての矜持を信じています。
私たちも、10年以上の闘いの中で、専門的知見と専門家の矜持に助けられてきました。
国に盾突く裁判です。協力してくれる専門家を見つけるのは、とても困難でした。それでも、多くの専門家が、その専門的知見に基づき、「真実」などを裁判所に伝えたいという強い矜持と信念をもって、裁判に関わってくれました。それがなければ、デフレ調整の不合理性などを示すことができず、裁判は負けていたでしょう。
だからこそ、私たちは、専門家の尊さを身に染みて知っているのです。みなさまの専門的知見と矜持も信じているのです。
- 3 私自身も、法律の専門家です。この裁判が負けてしまうなら、司法の存在意義、弁護士である私の存在意義そのものが問われると考えていました。ですので、私は、この裁判で負ければ、法曹を辞める決意でした。私の専門家としての矜持です。
- 4 これから、実質的な審議が始まります。
冒頭から宣言します。
審議結果が私たちも了解できる内容でなければ、訴訟を起こします。
もちろん、そうしたいわけではありません。厚労省は、訴訟対応機関ではありません。本来の厚生労働行政に集中して欲しい。ですが、審議結果が了解できないものなら、私たちの専門家としての矜持にかけて、そのような結果は容認しません。私たちを協議の対象から外すとは、そういうことを意味します。
- 5 委員のみなさまを攻撃する意図は全くありません。それは大前提として、この委員会に関する厚労省の「仕組み作り」、「運用」は極めて不公平です。
厚労省は、敗訴し、私たちは勝訴しました。勝訴当事者の反対意見に全く耳を貸さず、貸さないどころか「寝耳に水」でこの委員会を設置しました。敗訴

当事者の一方的な人選で、敗訴当事者が用意した資料と敗訴当事者からの説明だけで、勝訴当事者の発言はおろかりアル傍聴すら許されない中で、この委員会は開始されました。

裁判では、当事者双方が主張立証を尽くしてこそ、公正公平な判断ができるとされています。過去、幾多の不公平な裁判を経験してきた人類の到達点です。

そして、10年以上に及ぶ裁判を闘い、裁判所を動かすだけの主張立証を血眼になって作り上げ、裁判所を説得することに成功した私たちこそがこの問題の1番の専門家です。私たち以上にこの問題の核心をとらえ精通している人はこの世にいないと言っても過言ではありません。最高裁判事は全員一致で国を敗訴させ、地裁・高裁では国の敗訴が27も積み重なりました。厚生労働省の主張立証は、裁判所に全く通用しなかったのです。

そのような「完敗」と言っても良い敗訴当事者が全てをコントロールする中で行われる専門委員会で、公正公平な判断ができるのでしょうか。前回の専門委員会「事務局」としての厚労省の説明は、裁判所で全く通用しなかった主張と同じでした。もちろん、私たちに反論の機会も与えられませんでした。

どんなに優秀な判断者でも、判断の基礎となる情報が偏っていれば、偏った判断になるのは必定です。

- 6 今、私たちは、実質審議の経過を聞くこともなく意見を述べています。今のところ、厚労省が認めている意見陳述はこの1回だけです。審議の経過を聞いた上で、意見を述べたり、資料を出したりすることすら認められていません。リアル傍聴も認められていません。この意見を述べ終わった後も傍聴できず退席せよと言われています。

敗訴当事者である厚労省は、みなさまに「レクチャー」もするでしょう。それなのに、勝訴当事者である私たちには、その機会はありません。

こんな不公平な仕組み・運用で、公正公平な判断ができるはずがない。そのようにしか見えません。法律家であり10年以上死力を尽くして主張立証を行い様々な困難を乗り越えて勝ち切った私たちには、なおさらそう見えます。

専門委員会を開くなら、せめて、公平な仕組み作り、運用を行うべきです。厚労省の仕組み作りや運用には、最大限の抗議を表明します。委員のみなさまには、完敗した敗訴当事者の厚労省の言い分だけで一方的な判断を行わないよう切にお願いいたします。

- 7 厚労省が守っているのは、「人間の尊厳」です。

政府の利益ではありません。

政府の利益ではなく「人間の尊厳」を守る。その意識があれば、こんな不公平なことをするはずがありません。最大10%などという横暴な引下げを「物価偽装」までして行うはずがありません。根本的に意識を変えていただきたい。

- 8 私たちは、委員のみなさまの専門的知見と専門家としての矜持を信じています。「道理」は、厚労省ではなく、私たちの側にあると考え、私たちとともに闘ってくれた多くの専門家と同じように。私たちの味方になってくれた多くの裁判官と同じように。

信じています。

以 上